

相模原市若年がん患者在宅療養支援事業 Q&A

令和6年12月24日現在

区分	質問	回答
1 対象者	相模原市に住んでいますが住民登録は市外です。申請できますか？	相模原市に住民登録がない場合は、申請できません。 申請日時点で相模原市に住民登録がある方が対象となります。
2 対象者	「医師から一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された」とはどのような状態ですか？	介護保険制度において、第2号被保険者が要介護認定を受けるための要件である特定疾病「がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）」の診断基準を元に判断してください。
3 対象者	「他の制度において同様のサービスの利用を受けることができない」とあるが、どのような制度を利用している場合は対象外ですか。	障害福祉サービス、小児慢性特定疾病医療給付制度等のサービス等を利用している人は対象外となります。現在利用している制度において対象外となるサービスについては、当事業において対象となる場合がございますのでご相談ください。
4 対象者	対象となるがんの種類を教えてください。	全国がん登録の届出対象となる疾患※1及び、造血幹細胞移植を実施する非がん疾患※2を対象とします。 ※1 ・悪性新生物及び上皮内がん ・髄膜又は脳、脊髄、脳神経系の中中枢神経系に発生した腫瘍 ・卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。） 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍 境界悪性漿液性のう胞腺腫 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍 境界悪性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫 境界悪性粘液性のう胞腫瘍 境界悪性明細胞のう胞腫瘍 ・消化管間質腫瘍 ※2 再生不良性貧血など
5 助成額	サービス利用にかかった費用はいくら補助してもらえますか。	意見書（第2号様式）作成料は上限5,000円まで補助します。 訪問サービス等の利用や福祉用具の購入・レンタル料金については、9割相当額（上限54,000円/月額）を補助します。生活保護世帯については、10割相当額（上限60,000円）を補助します。
6 助成額	意見書（第2号様式）の作成に係る費用は助成対象になりますか。	当事業の助成対象者と決定した場合に上限5,000円まで補助します。
7 サービス内容	1月あたりの上限額（6万円）を超えてサービスを利用（提供）することはできますか。	1月あたりの上限額は、あくまで当事業における助成対象となる上限額ですので、上限額を超えてサービス利用（提供）を妨げるものではありません。 ただし、上限額を超えた分につきましては、利用者の自己負担となることをご確認の上、サービスを利用（提供）してください。
8 サービス内容	当事業のサービス利用に際して、ケアマネージャーは関わらないのですか。	介護保険制度ではないため、ケアマネージャーの関わりはありません。
9 サービス内容	具体的にどのような内容が助成の対象となりますか。	①訪問介護（身体介護中心、生活援助中心、通院等乗降介助） ホームヘルパーによる日常生活の介護や家事援助、通院等乗降介助 ②訪問入浴介護 入浴車を使用した入浴介助 ③福祉用具の貸与 手すり（工事を伴わないもの）、スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ予防用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置 ④福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助つえ（松葉つえを除く）
10 サービス内容	利用するサービスの提供事業者には指定はありますか。	介護保険や障害福祉サービスの指定事業者から提供を受けたサービス等が対象となります。

11	申請	利用申請の流れについて知りたいです。	利用申請と決定（申請者⇄市健康増進課） 市健康増進課に利用申請書（第1号様式）、意見書（第2号様式）をご提出ください。書類提出は郵送でも受付していますが、その場合には事前にお電話で事業利用についてご相談をいただけますと手続きがスムーズです。ご提出いただいた書類内容を審査し、市から利用決定通知書等を郵送します。
12	申請	利用決定後のサービス利用の流れについて知りたいです。	サービス利用と支払い（申請者⇄介護保険指定事業者） 当事業の補助対象となるサービス利用開始日は、利用決定通知書に記載された日付となります。介護保険指定事業者と対象サービスの提供について契約し、請求された金額について一旦全額自己負担してください。その際の領収書と明細書は必ず保管してください。
13	申請	事業者からサービスの提供を受けてから、助成金交付請求までの流れについて知りたいです。	助成金の交付申請（市健康増進課⇄申請者） 市健康増進課に交付申請書兼報告書（第7号様式）、事業者が発行した領収書の原本、利用明細書の写し（サービス内容・利用回数・金額が記載されたもの）をご提出ください。交付申請書兼報告書（第7号様式）は1か月分ごとに作成をお願いいたします。 ご提出いただいた書類内容を審査し、市から助成金交付決定通知書兼額確定通知書を郵送します。
14	申請	対象者本人以外の者が利用申請することは可能ですか。	利用申請書（第1号様式）内で助成対象者から当事業に係る一切の手続きを委任された者（受任者）が申請することは可能です。
15	申請	意見書（第2号様式）はどのようにして作成するのか。	医師が作成するものとなりますので、入院や在宅診療等で現在診ていただいている医師に依頼してください。
16	申請	意見書（第2号様式）の作成でかかった文書料などは申請者の本人負担ですか。	医療機関にはご本人負担としてお支払いください。当事業の助成対象者と決定した場合に上限5,000円まで補助します。
17	申請	すぐに意見書（第2号様式）が準備できない場合、どうしたらよいですか。	原則、利用申請書（第1号様式）と意見書（第2号様式）は同時にご提出ください。意見書の準備に時間を要する場合は、申請の前に相模原市健康増進課（電話042-769-8322）までご相談ください。
18	請求	利用途中に助成対象者が40歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の請求は可能でしょうか。	40歳の誕生日前日?までの利用分が請求可能です。（誕生日以降?の費用は、この制度の対象となりません）。月単位で支払っているものに関しては、日割り計算となります。
19	請求	市への請求は、毎月しないといけないですか。複数月分をまとめて請求できますか。	複数月分をまとめてご請求いただけますが、交付申請書兼報告書（第7号様式）は月単位で作成する必要があります。
20	請求	請求に期限はありますか。	サービスの利用をした日が属する月の月末から起算して1年を経過する日までに交付申請書兼報告書（第7号様式）を提出する必要があります。
21	その他	対象者の病状悪化等により入院することになりました。	原則、ご入院中のサービス利用料については当事業の対象外となります。入院等により療養場所が変更となった場合には市健康増進課までご連絡ください。追って利用決定内容変更（中止）届出書（第5号様式）の提出をお願いします。
22	その他	サービス提供事業者との契約はどの様にしたら良いですか。単価設定に決まりはありますか。	介護保険指定事業者に申請者（利用者）から依頼をしてください。介護保険指定事業者と申請者（利用者）の間でサービス提供内容について調整のうえ、何らかの書面にサービスの提供内容、回数や報酬単価について記載してもらい契約してください。